阪南大学
学生健康保険互助会規約

第１章　総則

（名称）

第 1 条　阪南大学（以下「大学」という。）に学生の相互扶助の精神に基づき、大学の協力のもとに、健康保険互助会を組織し、これを阪南大学学生健康保険互助会（以下「互助会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条　互助会は、会員の健康の維持と増進をはかるとともに疾病又は負傷（以下「疾病等」という。）の場合に、医療給付によって救済をすることを目的とする。

（事務局）

第 3 条　互助会の事務局は、大学学生課内に置き、互助会の事務を取り扱い処理する。

第２章　会員

（会員）

第 4 条　本学の学部学生（編入学生も含む）及び交換留学生は（以下「学生」という）互助会の会員とする。大学院学生は、本人の申し出により、互助会会員になることができる。その他の学生については、会員となることはできない。

（会費）

第 5 条　会員は、この規約の定めるところに従い、会費を納入しなければならない。

（会員証）

第 6 条　会員証は、大学の交付する学生証をもってこれを兼ね、会費納入の確認は学生証上の認印によって行う。

（会員資格の取得及び喪失）

第 7 条　本学の学生は、入学した学年度の 4 月 1 日から会員の資格を取得し、次の各号のいずれかに該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

(1)　卒業又は修了したとき。

(2)　退学したとき。

(3)　死亡したとき。

(4)　除籍その他の理由により大学の学生たる身分を失ったとき。

第３章　機関及び役職員

（機関、役職員）

第 8 条　互助会には、次の機関及び役職員を置く。

(1)　運営委員　9 名

(2)　顧問

(3)　監事

(4)　職員

第 1 節　運営委員会

（運営委員会）

第 9 条　運営委員会（以下「委員会」という。）は、互助会を統括し、互助会の企画及び運営に当たるものとする。

（構成）

第 10 条　委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　学生部長

(2)　学部選出の学生委員の中から学生部長の指名する委員 1 名

(3)　学生部事務部長

(4)　学生課長

(5)　学生から選出された運営委員 5 名（以下「学生運営委員」という。）

（運営委員長及び副運営委員長）

第 11 条　委員会には、次により運営委員長（以下「委員長」という。）、副運営委員長（以下「副委員長」という。）を置く。

2　委員長は、学生部長がこれに当たり、互助会を統括する。

3　副委員長は、前条第 2 号に定める学部選出の学生委員がこれに当たり、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は共同してその職務を代行する。

（会議）

第 12 条　委員会は、原則として年 2 回開かなければならない。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開催することができる。

2　委員会は、原則として開催の 7 日前までに議題を示して委員長が招集し、委員長はその議長となる。

（審議事項）

第 13 条　委員会は、次の事項を審議する。

(1)　互助会の運営に関すること。

(2)　予算の決定及び決算の承認に関すること。

(3)　診療機関との協定に関すること。

(4)　規約の改廃に関すること。

(5)　その他互助会の業務及び運営に関する重要事項。

（委員会の成立）

第 14 条　委員会は、委員の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

（学生運営委員の任期等）

第 15 条　学生運営委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。なお、欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 節　顧問

（顧問）

第 16 条　顧問は、学長とする。

第 3 節　監事

（監事の職務）

第 17 条　互助会には監事をおき、監事は、運営委員以外の教職員及び

会員より各 1 名を選出し、これに当てる。

2　監事の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

3　監事は、互助会の会計を監査し、その結果を委員会に報告する。

第 4 節　職員

（職員及び給与）

第 18 条　互助会には、互助会に関する事務に当たらせるため、職員を置くことができる。専従職員に対する給与その他の処理については、大学の関係諸規程を準用する。

第４章　会計

（経費）

第 19 条　互助会の経費は、会費、寄付金その他の収入金（以下「会費等」という。）をもってこれに充てる。

2　会費等は、第 2 条の目的達成以外のことに使用することができない。

（会費納入）

第 20 条　会費は、1 年単位として定め、健康管理費掛金 100 円と医療費掛金 1,400 円とに区分する。

2　会費は、入学時に 4 年分（編入生は 2 年分）を一括して入会金 500 円をそえて、入学手続きの際、学費その他の納入金と同時に本学財務課に納入するものとする。ただし、所定の修業年限を超えて在籍することになった者および大学院学生は、当該年度の５月末日までに、1 年分の会費を納入するものとする。なお、大学院学生の会費は、本学学部の卒業生は会費のみとし、それ以外の大学院学生は入会金と会費を納入するものとする。

（会費の返還等）

第 21 条　一旦納入した会費は返還しない。ただし、納入時に他の医療保険の被保険者又は扶養者であって、当該保険により医療費の全額に相当する給付を受けることのできる会員は、この規約にかかわらず確認の手続きを経たうえで、会費のうち医療費掛金の負担を免除し、すでに納入した会員にはこれを返還する。この場合、その会員はこの規約による医療給付を受けることはできない。

（会計年度）

第 22 条　互助会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

（会計監査）

第 23 条　互助会の会計監査には、監事がこれに当たる。

2　決算報告は、毎年 6 月中に行うものとし、会計報告は、委員会の要請に従って行うものとする。

第５章　給付

（給付の種類）

第 24 条　互助会が会員のために行う給付は、次に掲げるものとする。

(1)　医療費の給付

(2)　死亡弔慰金の給付

2　前項第 1 号及び第 2 号の給付対象は、医療保険が適用されるものに限定する。

（給付対象の医療機関）

第 25 条　互助会の医療給付の対象となる医療機関は、日本国内の保険医療機関指定の病院、医院又は診療所を利用した場合に限るものとする。

（給付額）

第 26 条　会員に対する医療給付額は原則として、医療費総額の 3 割以下とし、年間を通じて会員 1 人に給付する額は 100,000 円までとする。ただし、給付査定額の 10 円未満の端数はこれを切り捨てる。

2　互助会保険は、その他の医療保険と併用する。ただし、給付額は法定附加給付及び家族療養附加金を含めて、前項に定める医療費総額を超えることができない。

（医療費査定）

第 27 条　医療費の査定は、社会保険診療報酬点数に準拠して行う。

（給付の制限）

第 28 条　互助会の給付に際し、以下の各号に該当する場合は医療費を支給しないものとする。

(1) 歯科治療

(2) 交通事故など、会員が自賠責保険、あるいは原因者負担等によって医療費の支払いを受ける場合。

(3) 医療費保険診療適用外のはり、きゅう、マッサージ、美容整形、予防接種及び歯科の矯正治療等。

(4) 診断書の発行など各種文書手数料。

(5) その他医療費として適切でないと判断されるもの。

（死亡弔慰金）

第 29 条　会員が死亡したときは、その遺族に対し、死亡弔慰金を支給する。

（給付金の請求及び支払方法）

第30条　給付金の請求及び支払方法については別に定める。

（給付額の変更）

第 31 条　給付金は、互助会の収支状況に応じて変更することがある。

第６章　基金及び積立金

（基金等の蓄積）

第 32 条　互助会の基金又は準備積立金として、歳計剰余金のなかから定額を蓄積することができる。

2　前項の蓄積金は、確実な銀行に預金し、委員会の承認を経なければ使用することができない。

第７章　解散

（互助会の解散）

第 33 条　互助会の解散は、委員会において委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決したのち、会員の承認を経なければならない。

2　前項の承認には、会員の過半数の賛成を必要とする。

3　互助会の解散に伴う残余財産は、委員会の承認を経て適当と認める団体に寄付する。

第８章　雑則

（規約の改廃）

第 34 条　この規約の改廃は、委員会の議を経て委員長が行う。

（細則）

第 35 条　この規約に定めるもののほか、互助会の運営等について必要な事項は別に定める。

附　則

1　この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

2　第 18 条の規定にかかわらず、当分の間は、互助会の事務は、臨時職員で代行する。

附　則（昭和 60 年 4 月 1 日）

この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 63 年 4 月 1 日）

この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 5 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 12 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 14 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 16 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 7 月 4 日）

この規約は、平成30年4月1日に遡って施行する。

附　則（令和 2 年 4 月 1 日）

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 3 年 4 月 1 日）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

阪南大学
学生健康保険互助会細則

（備付帳簿等）

第 1 条　互助会には、次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 規約及び細則　(2) 財産目録　(3) 医療給付金台帳　(4) 会議録　(5) 予算及び決算書　(6) 元帳及び金銭出納簿　(7) 文書収受簿　(8) 互助会関係文書綴　(9) その他

（会費の返還等）―規約第 21 条関係

第 2 条　医療掛金返還該当者は、医療掛金返還申込書（互助会所定のもの）を互助会に提出しなければならない。

（給付金の請求及び支払方法）―規約第30条関係

第 3 条　規約に基づき互助会から医療給付を受けようとする会員は、1 ヵ月単位で医療費給付申請書を互助会に提出しなければならない。

2　給付を受けようとする会員は、互助会所定の医療費給付申請書を使用しなければならない。

3　医療費給付を申請する際、医療費給付申請書と医療費機関等発行の領収書（医療機関名称・医療機関領収印・保険点数及び領収額記載）をあわせて提出しなければならない。

4　医療費給付申請書は、原則として、診療日の翌月末日までに提出しなければならない。ただし、休暇中における医療費給付申請書の提出期限については、その都度互助会において別に定める。

5　医療給付を受ける場合には、学生証を呈示しなければならない。

6　医療給付の支払いは、原則として医療費給付申請書提出月の翌月末日に本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

7　会員が死亡したときの死亡弔慰金は、50,000 円とする。ただし、その発生した日から 30 日以内に死亡診断書（写）を提出しなければならない。

8　医療費給付申請書の記載内容が不明のため、査定困難なものに対しては、給付を行わない。なお、医療給付金の支払日から 30 日を経過しても受領しないものは、医療給付金請求の権利を放棄したものとみなす。

附　則

この細則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 60 年 4 月 1 日）

この細則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 31 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。